

証券コード 3940
平成29年3月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号
朝日生命恵比寿ビル7F
株式会社ノムラシステムコーポレーション
代表取締役 野村 芳光

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月27日（月曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月28日（火曜日）午前10時
※午前9時30分受付開始予定
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテル メルパルク東京 5階 瑞雲（ZUIUN）
3. 目的事項
報告事項 第32期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nomura-system.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、中国をはじめとする新興国の景気減速、英国のEU離脱、米国のトランプ政権の発足等が世界経済に与える影響の懸念から、依然として先行きが不透明な状況にあります。

当社を取り巻く環境におきましては、企業の経営環境は底堅く、IT投資のペースは引き続き増加する傾向にあります。ERP市場においてもIT基盤の統合・再構築は企業の重要課題とされ、堅調な成長を続けております。

このような経営環境のもと、当社はSAP ERPパッケージ導入のプライム(元請け案件)をより多く受注すべく、当社の強みである人事ソリューションを中心に営業活動を推進してまいりました。合わせて、FIS(※)の営業も積極的に行い、受注の安定に努め、顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

この結果、当事業年度におきましては、売上高2,441,718千円(前期比7.7%増)、営業利益312,605千円(前期比23.4%増)、経常利益311,634千円(前期比19.8%増)、当期純利益は194,347千円(前期比19.5%増)となりました。

なお、当社はERPソリューション事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(※) FIS (Function Implement Service)

SAP導入プロジェクトにおいて業務設計、システム設計から顧客要件を分析し、SAPの実現機能の設計やアドオン(作り込み)設計の技術支援を行う。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は平成28年9月16日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場し、公募増資により、総額361,135千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、下記の3点を今後の事業展開における特に重要な課題として認識し、対応を強化してまいります。

①優秀な人材の確保

当社が継続して成長し発展していくためには、SAP社製品を高品質かつ短期で導入すること及びクラウド、ビッグデータ等の最新の情報技術の習得が必要不可欠であり、これらを維持し向上していくためにはコンサルタントの研修・トレーニングを充実させるとともに、経験と知識を豊富にもった優秀な人材の確保が必要であると考えております。製品の多様化からSAP ERP以外のIT知識と、SAP社製品の導入業務に対する理解を深めるために会計知識、労務知識等の一般的な業務の知識も必要となります。当社は、これらの技術及び知識を習得するために、SAP社のセミナーや研修、自社での教育研修を行っております。また、グローバルな需要に対応するために多言語に対応可能な人材の採用強化を図ってまいります。

②収益基盤の拡充

当社は、顧客の要望に素早く応え、より優れたコンサルティングサービスを提供するためには、日々最新のIT技術を把握、素早く対応し、新たなサービスを導入していくことが必須であると考えております。

③コーポレートガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、平成29年3月28日開催予定の第32回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員が、取締役会における議決権を持つことで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ります。また、内部統制システムについては、引き続き業務プロセスを分析し、業務の効率化とリスクの最小化を図り、内部管理体制を更に強化していく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 平成25年度 第29期 | 平成26年度 第30期 | 平成27年度 第31期 | 平成28年度 (当期)第32期 |
|------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売上高 | 1,816,737 千円 | 2,095,393 千円 | 2,267,917 千円 | 2,441,718 千円 |
| 経常利益 | 102,568 千円 | 226,240 千円 | 260,165 千円 | 311,634 千円 |
| 当期純利益 | 46,260 千円 | 141,307 千円 | 162,656 千円 | 194,347 千円 |
| 1株当たり当期純利益 | 32.60 円 | 99.58 円 | 114.63 円 | 125.84 円 |
| 総資産 | 1,254,120 千円 | 1,489,316 千円 | 1,669,203 千円 | 2,277,238 千円 |
| 純資産 | 1,055,297 千円 | 1,190,057 千円 | 1,359,260 千円 | 1,934,022 千円 |
| 1株当たり純資産額 | 743.69 円 | 838.66 円 | 957.90 円 | 1,043.84 円 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、平成25年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

| 事業 | 主要業務 |
|--------------|---------------|
| ERPソリューション事業 | SAP導入コンサルティング |

(8) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

| 名称 | 所在地 |
|-------|--------|
| 本社 | 東京都渋谷区 |
| 西日本支社 | 大阪市淀川区 |

(9) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 99名 | 3名増 | 35.4歳 | 7.0年 |

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成28年9月16日に東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場いたしました。

当社は、平成29年1月16日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、平成29年3月28日開催の第32回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,730,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,852,800株（自己株式0株）
- (3) 株主数 838名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------|-------------|---------|
| 野村 芳光 | 1,217,500 株 | 65.71 % |
| 株式会社SBI証券 | 47,500 | 2.56 |
| 楽天証券株式会社 | 40,300 | 2.18 |
| 大山 亨 | 34,500 | 1.86 |
| 藤岡 和孝 | 20,000 | 1.08 |
| 松井証券株式会社 | 17,900 | 0.97 |
| 川上 寿雄 | 17,500 | 0.94 |
| 日名 耕太 | 15,700 | 0.85 |
| 野村證券株式会社 | 15,000 | 0.81 |
| 日本証券金融株式会社 | 14,500 | 0.78 |

(5) その他株式に関する重要な事項（平成28年12月31日現在）

- ①平成28年4月18日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が135株増加しております。
- ②平成28年5月27日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、発行済株式の総数が1,418,175株増加しております。
- ③平成28年5月27日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は2,970,000株増加し、3,000,000株となっております。
- ④平成28年5月27日付で発行可能株式総数を増加させる旨の定款変更を行い、発行可能株式総数は2,730,000株増加し、5,730,000株となっております。
- ⑤平成28年9月15日を払込期日とし、公募により342,000株の新株式を発行して

おります。

⑥平成28年10月17日を払込期日とし、第三者割当により71,400株の新株式を発行しております。

⑦平成28年12月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が6,900株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
平成26年12月12日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の数

743個

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 74,300株 (新株予約権1個につき100株)

③新株予約権の行使価額

1個当たり 75,000円

④新株予約権の資本組入額

1株当たり 37,500円

⑤新株予約権の行使期間

平成28年12月25日から平成36年11月30日まで

⑥新株予約権の行使条件

ア. 各本件新株予約権1個の一部行使は認めない。

イ. 本件新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ウ. 新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。

エ. その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 137個 | 13,700株 | 2名 |
| 監査役 | 10個 | 1,000株 | 1名 |

(注) 当社は、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記の③新株予約権の行使価額は、付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

平成27年12月14日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の数

230個

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 23,000株 (新株予約権1個につき100株)

③新株予約権の行使価額

1個当たり 84,000円

④新株予約権の資本組入額

1株当たり 42,000円

⑤新株予約権の行使期間

平成29年12月26日から平成37年3月29日まで

⑥新株予約権の行使条件

ア. 各本件新株予約権1個の一部行使は認めない。

イ. 本件新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。また、社外協力者はこの限りではない。

ウ. 新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。

エ. その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第6回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 100個 | 10,000株 | 1名 |
| 監査役 | 10個 | 1,000株 | 1名 |

(注) 当社は、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記の③新株予約権の行使価額は、付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年12月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役 | 野村芳光 | — |
| 取締役 | 根本康夫 | コンサルティング事業部長 |
| 取締役 | 有賀滋 | 営業企画部長 |
| 取締役 | 酒井秀和 | 有限会社ORIGIN 代表取締役 |
| 常勤監査役 | 富谷正明 | — |
| 監査役 | 古藤全海 | — |
| 監査役 | 田部井修 | 田部井会計事務所 所長 株式会社アイティーコンサルティング 代表取締役 株式会社大里 監査役 株式会社アクトコール 監査役 株式会社バリューデザイン 監査役 |

- (注) 1. 平成28年3月28日開催の第31回定時株主総会において、田部井修氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役酒井秀和氏は、社外取締役であります。
3. 監査役富谷正明氏および田部井修氏は、社外監査役であります。
4. 監査役古藤全海氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役田部井修氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役酒井秀和氏、監査役富谷正明氏、監査役田部井修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|------------------|------------|----------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 4名 (1名) | 70,860千円 (600千円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 6,480千円 (3,900千円) |
| 合計 | 7名 | 77,340千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成17年5月11日開催の第20回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成17年5月11日開催の第20回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役酒井秀和氏の兼職先である有限会社ORIGINとの間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役田部井修氏の兼職先である田部井会計事務所、株式会社アイティコンサルティング、株式会社大里、株式会社アクトコール、株式会社バリューデザインとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 酒井 秀和 | 当事業年度に開催した取締役会全19回（定時12回 臨時7回）の全回に出席し、経験豊富な経営者の観点から営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 富谷 正明 | 当事業年度に開催した取締役会全19回（定時12回 臨時7回）の全回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役協議会3回中3回、監査役会15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 社外監査役 | 田部井 修 | 就任後開催の取締役会全16回（定時9回 臨時7回）の全回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また、就任後開催の監査役会15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 10,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。
- ② 当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。
- ③ 「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は再発防止策活動を推進します。
- ④ 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立します。情報セキュリティに関する具体的な施策については「情報セキュリティ委員会」で審議し、推進します。
- ② 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理します。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

- ② 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。
- ② 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。
- ③ 当社は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告しております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。
- ② 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役の同意を得た上で行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
- ② 監査役は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

(7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にしております。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧しております。
- ② 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
- ② 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

(11) 反社会的勢力への対応

- ① 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。
- ② 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築します。

業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

コンプライアンス・リスク委員会は、市場、情報セキュリティ、当社が提供するサービスにおける課題、労務等、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議しました。

また、主要な規程、インサイダー取引や情報漏洩防止に関する研修での教育を推進し法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っており、あわせて内部通報制度の周知等により、コンプライアンスの推進、実効性の確保に取

り組みました。

② 取締役の職務の執行

取締役会において、取締役及び監査役全員出席のもと、重要な業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、中期経営計画及び利益計画を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組みました。

③ 内部監査の実施

内部監査部門は内部監査計画に基づき、監査役と連携して内部監査を実施し、モニタリングを行いました。

④ 監査役の職務の執行

監査役は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や監査法人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、内部監査及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

⑤ 内部統制システム全般

内部統制については、基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、改善をすすめました。

⑥ 反社会的勢力の排除

当社は、「反社会的勢力排除方針」を定め、当社ウェブサイトや社内メール等でその内容の周知徹底を図りました。また、反社会的勢力との取引防止のため、新規取引先の事前確認及び既存取引先の継続確認を適宜行うとともに、所轄警察署や暴力追放推進運動センター等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組みました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、配当性向40%以上の安定配当を継続的に行うことを基本方針といたします。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,228,816 | 流動負債 | 339,794 |
| 現金及び預金 | 1,828,785 | 買掛金 | 204,279 |
| 売掛金 | 372,696 | 未払金 | 23,086 |
| 仕掛品 | 7,012 | 未払法人税等 | 74,407 |
| 前払費用 | 7,161 | 預り金 | 15,993 |
| 繰延税金資産 | 7,480 | その他 | 22,030 |
| その他 | 5,682 | 固定負債 | 3,423 |
| 固定資産 | 48,423 | 資産除去債務 | 3,423 |
| 有形固定資産 | 12,904 | 負債合計 | 343,217 |
| 建物 | 12,788 | (純資産の部) | |
| 車両運搬具 | 11,440 | 株主資本 | 1,934,022 |
| 工具器具備品 | 18,225 | 資本金 | 290,207 |
| 減価償却累計額 | △29,547 | 資本剰余金 | 246,707 |
| 無形固定資産 | 218 | 資本準備金 | 246,707 |
| その他 | 218 | 利益剰余金 | 1,397,107 |
| 投資その他の資産 | 35,300 | その他利益剰余金 | 1,397,107 |
| 投資有価証券 | 2,451 | 繰越利益剰余金 | 1,397,107 |
| 繰延税金資産 | 15,599 | | |
| その他 | 17,250 | 純資産合計 | 1,934,022 |
| 資産合計 | 2,277,238 | 負債・純資産合計 | 2,277,238 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 2,441,718 |
| 売 上 原 価 | | 1,818,322 |
| 売 上 総 利 益 | | 623,396 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 310,791 |
| 営 業 外 利 益 | | 312,605 |
| 営 業 外 収 入 | 3,020 | |
| 助 成 金 収 入 | 129 | 3,149 |
| そ の 他 | | |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 株 式 交 付 費 | 3,980 | |
| そ の 他 | 140 | 4,120 |
| 経 常 利 益 | | 311,634 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 577 | 577 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 312,211 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 116,295 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 1,569 | 117,864 |
| 当 期 純 利 益 | | 194,347 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------|---------|---------|-------------|--------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 平成28年1月1日残高 | 100,000 | 56,500 | 56,500 | 1,202,760 | 1,202,760 | 1,359,260 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 182,557 | 182,557 | 182,557 | | | 365,115 |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 7,650 | 7,650 | 7,650 | | | 15,300 |
| 当期純利益 | | | | 194,347 | 194,347 | 194,347 |
| 事業年度中の変動額合計 | 190,207 | 190,207 | 190,207 | 194,347 | 194,347 | 574,762 |
| 平成28年12月31日残高 | 290,207 | 246,707 | 246,707 | 1,397,107 | 1,397,107 | 1,934,022 |

| | 純資産合計 |
|-----------------|-----------|
| 平成28年1月1日残高 | 1,359,260 |
| 事業年度中の変動額 | |
| 新株の発行 | 365,115 |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 15,300 |
| 当期純利益 | 194,347 |
| 事業年度中の変動額合計 | 574,762 |
| 平成28年12月31日残高 | 1,934,022 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの ……………移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

……………定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 6年

工具器具備品 5～10年

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類における影響額はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 1,852,800株

2. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 75,300株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------|----------------|------------------|-------------|------------|
| 平成29年3月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 繰越利益剰余金 | 188,986 | 102 | 平成28年12月31日 | 平成29年3月29日 |

（注）1株当たり配当額102円は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）上場記念配当51円を含んでおります。

4. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | | |
|-----------|--------|----|
| 未払事業税 | 4,332 | 千円 |
| 資産除去債務 | 1,048 | 〃 |
| 投資有価証券評価損 | 14,560 | 〃 |
| 支払報酬 | 3,086 | 〃 |
| その他 | 175 | 〃 |
| 繰延税金資産合計 | 23,200 | 千円 |

繰延税金負債

| | | |
|-----------------|--------|----|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 121 | 〃 |
| 繰延税金負債合計 | 121 | 〃 |
| 繰延税金資産純額 | 23,079 | 千円 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.26%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.86%、平成31年1月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。なお、当社はデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業企画部と管理部が連携して、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください。）。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 1,828,785 | 1,828,785 | — |
| (2) 売掛金 | 372,696 | 372,696 | — |
| 資産計 | 2,201,481 | 2,201,481 | — |
| (1) 買掛金 | 204,279 | 204,279 | — |
| (2) 未払金 | 23,086 | 23,086 | — |
| (3) 未払法人税等 | 74,407 | 74,407 | — |
| 負債計 | 301,771 | 301,771 | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額 (単位：千円)

| 区分 | 当事業年度 (平成28年12月31日) |
|-------|------------------------|
| 非上場株式 | 2,451 |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,828,785 | — | — | — |
| 売掛金 | 372,696 | — | — | — |
| 合計 | 2,201,481 | — | — | — |

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,043円84銭

1株当たり当期純利益金額 125円84銭

(注) 当社は、平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定していません。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

特記事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月10日

株式会社ノムラシステムコーポレーション
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片岡久依 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノムラシステムコーポレーションの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び西日本支社における業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月10日

株式会社ノムラシステムコーポレーション 監査役会

常勤監査役 富谷 正明 ㊟

監査役 古藤 全海 ㊟

監査役 田部井 修 ㊟

(注) 常勤監査役富谷正明氏及び監査役田部井修氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実も図りつつ、配当性向40%以上の安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、平成28年9月16日に東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場いたしました。

これもひとえに株主の皆様をはじめとする関係各位のご支援・ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき102円（うち、普通配当51円、上場記念配当51円）

総額 188,985,600円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 平成27年9月30日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」により、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となりましたので、現行定款第2条（目的）を一部追加するものであります。

② 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行います。

③ その他、上記の条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1条（条文省略） | 第1条（現行どおり） |
| （目的） | （目的） |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1.～8.（条文省略） | 1.～8.（現行どおり） |
| （新設） | <u>9. 労働者派遣事業</u> |
| 9.～12.（条文省略） | <u>10.～13.（現行どおり）</u> |
| 第3条（条文省略） | 第3条（現行どおり） |
| （機関） | （機関） |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会 | (1) 取締役会 |
| <u>(2) 監査役</u> | （削除） |
| <u>(3) 監査役会</u> | <u>(2) 監査等委員会</u> |
| <u>(4) 会計監査人</u> | <u>(3) 会計監査人</u> |
| 第5条～第18条（条文省略） | 第5条～第18条（現行どおり） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> | <p>(員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> | (削除) |
| <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | (削除) |
| <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | (削除) |
| <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> | (削除) |
| <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削除) |
| <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> | (削除) |
| <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> | (削除) |
| <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等) <u>第38条 監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の責任免除) <u>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会) <u>第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> <u>2. 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の招集手続き) <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査委員会の決議) <u>第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の議事録) <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p><u>第40条～第41条</u> (条文省略)</p> | <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第35条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |
| <p>(新設)</p> <p><u>第42条～第45条</u> (条文省略)</p> | <p><u>第36条～第37条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p><u>第38条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第39条～第42条</u> (現行どおり)</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1 | 野村 芳光 (昭23年12月15日生) | 昭和44年4月 トヨタ自動車株式会社入社 昭和46年3月 株式会社データプロセスコンサルタント (現アイエックス・ナレッジ株式会社) 入社 昭和47年9月 三菱金属株式会社(現三菱マテリアル株 式会社)入社 昭和54年10月 ノース・アメリカ保険株式会社(現エー ス損害保険株式会社)入社 昭和58年1月 損害保険代理店として独立 昭和61年2月 当社設立 代表取締役(現任) | 1,217,500 株 |
| 2 | 根本 康夫 (昭32年5月19日生) | 昭和51年4月 宮崎電線工業株式会社 昭和62年4月 株式会社システムエース入社 昭和63年8月 当社入社 平成11年5月 当社取締役 平成17年11月 当社取締役ERPソリューション事業部 長 平成18年12月 当社取締役ERPソリューション事業部 長兼ネットワーク事業部長 平成26年12月 当社取締役コンサルティング事業部長 (現任) | 3,000株 |
| 3 | 有賀 滋 (昭46年7月1日生) | 平成6年4月 株式会社アルビオン入社 平成7年2月 株式会社テレウェイネットワーク入社 平成8年9月 エムシーメディアオ株式会社入社 平成15年4月 株式会社コムウェア入社 平成18年4月 当社入社 平成21年4月 当社営業企画部長 平成25年1月 当社執行役員 平成27年3月 当社取締役営業企画部長(現任) | 4,300株 |
| 4 | ※ 吉田 勤 (昭50年9月16日生) | 平成10年4月 株式会社クリスタル入社 平成13年3月 株式会社ソフトウェア転籍 平成14年5月 個人事業主として開業 平成16年4月 当社入社 平成26年8月 当社営業企画部長(現任) | 1,900株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5 | ※ うちやま つとむ 内山 勉 (昭和51年6月11日生) | 平成14年8月 個人事業主として開業 平成23年9月 当社入社 平成26年4月 当社ERPソリューション事業部(現コンサルティング事業部)部長(現任) | 200株 |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 野村芳光氏は、昭和61年の当社創業以来一貫して当社代表を務め長年に亘る経営経験を有するとともに、優れた経営手腕を発揮して当社の現在を築き上げました。今後の成長を見据えて広範な分野で事業を行うにあたり当社の適切な意思決定、経営監督の実現を図り、当社の成長のために適任であることから引き続き取締役候補者といたしました。
4. 根本康夫氏は、平成11年5月から取締役として当社の経営に携わってまいりました。当社コンサルティング事業の責任者として、同部門の拡大に貢献していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
5. 有賀滋氏は、平成27年3月から取締役として当社の経営に携わってまいりました。当社コンサルティング事業のサービス方法の一つであるFISが今後も持続的な成長を果たし、当社の経営基盤の安定を図るうえで、同氏の豊富な経験が欠かせないことから引き続き取締役候補者といたしました。
6. 吉田勤氏は、平成16年に当社入社以来、コンサルティング事業のサービス方法の一つであるプライムの機会創出に尽力し、当社の成長に寄与してきました。当社の更なる成長に向けプライムの拡大を図るうえで取締役として適任者であると判断したため、取締役候補者といたしました。
7. 内山勉氏は、平成23年に当社入社以来、コンサルタントとして尽力し、平成26年からはERPソリューション事業部部長としてリーダーシップを発揮することで、高品質のサービスを提供し当社の成長に寄与してきました。当社が今後様々なコンサルティングサービスの展開を図るうえで取締役として適任者であると判断したため、取締役候補者といたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1 | とみや まさあき 富谷 正明 (昭和16年8月6日生) | 昭和39年4月 三菱商事株式会社入社 昭和62年4月 DiaResibon Thailand Co. 出向 代表取締役 平成3年5月 株式会社グラフィテデザイン出向 代表取締役 平成6年2月 株式会社ゴウセイ出向 常務取締役 平成18年8月 株式会社サンライフ常勤監査役 平成20年2月 株式会社テクノサイエンスジャパン常勤 監査役 平成23年8月 株式会社旅キャピタル(現株式会社エボ ラブルアジア) 監査役 平成27年3月 当社常勤監査役(現任) | 一株 |
| 2 | ことう ぜんかい 古藤 全海 (昭和9年5月28日生) | 昭和35年4月 日本電気株式会社入社 昭和60年4月 NEC商品サービス株式会社(現NEC フィールディング株式会社) 出向 平成3年6月 同社取締役経理部長 平成6年7月 株式会社バナR&D入社 平成7年10月 環境テクノシステム株式会社入社 平成13年1月 当社入社 平成16年1月 当社取締役 平成16年1月 当社監査役(現任) | 500株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3 | た べ い お き ち 田部井 修 (昭和30年8月25日生) | 昭和54年4月 近畿日本ツーリスト株式会社入社 昭和59年10月 株式会社和広入社 昭和63年1月 税理士登録 平成2年10月 石川会計事務所(現税理士法人ハートフル会計事務所)入所 平成10年3月 中小企業診断士登録 平成10年6月 田部井会計事務所設立 所長(現任) 平成12年8月 株式会社アイティーコンサルティング設立 代表取締役(現任) 平成20年1月 株式会社大里監査役(現任) 平成24年2月 株式会社アクトコール監査役(現任) 平成26年9月 株式会社バリューデザイン監査役(現任) 平成28年3月 当社監査役(現任) | 一株 |

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 富谷正明氏及び田部井修氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、各候補者との間で、3氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 富谷正明氏は、上記略歴のとおり他社において取締役や監査役として培われた幅広い見識を有しており、また、本年3月まで当社監査役を務めていることから、当社の経営全般について客観的視点で適切に監査・監督するに適任者であると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。
 5. 古藤全海氏は、上記略歴のとおり財務会計に関する深い見識を有しており、本年3月まで当社監査役を務めていることから、当社の経営全般について客観的視点で適切に監査・監督するに適任者であると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。
 6. 田部井修氏は、上記略歴のとおり税務および会計に関する深い見識を有しており、本年3月まで当社監査役を務めていることから、当社の経営全般について客観的視点で適切に監査・監督するに適任者であると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。
 7. 当社は、候補者の所属する田部井会計事務所および株式会社アイティーコンサルティングと顧問契約等の締結はございません。また、当社は、候補者の兼務先との特別な関係はございません。
 8. 富谷正明氏及び田部井修氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成17年5月11日開催の第20回定時株主総会において、年額250,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名になります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が発生するものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額60,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名になります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が発生するものといたします。

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対し、以下の要領により、ストックオプションとして発行する新株予約権募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、長期的かつ安定的な業績向上を図ること及び株主重視の経営意識を高めることを目的に、当社の従業員に対して、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社従業員

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式5,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の総数

50個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後8年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の従業員であることを要する。ただし、従業員が定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

③新株予約権の相続はこれを認めないものとする。

④その他の権利行使の条件は、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社

と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付するものとする。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

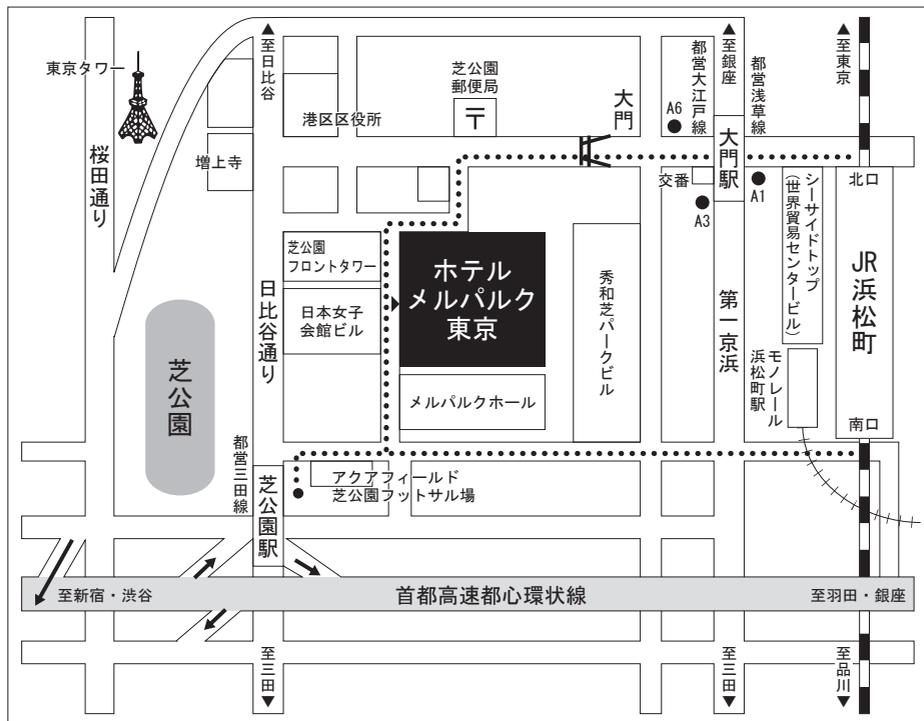
(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権発行に係る取締役会決議により、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園二丁目 5 番20号
 ホテル メルパルク東京
 5階 「瑞雲 (ZUIUN)」
 電話 (03) 3433-7211 (代表)



交通

| | | |
|--------------|--------------|--------|
| J R / モノレール | 「浜松町駅」北口 | 徒歩 8 分 |
| 都営三田線 | 「芝公園駅」A 3 出口 | 徒歩 2 分 |
| 都営大江戸線 / 浅草線 | 「大門駅」A 3 出口 | 徒歩 4 分 |

※お願い 駐車場の収容台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。